

保有個人情報開示請求書

年 月 日

三重県知事宛て

請求者(〒)
住所
氏名
電話番号

三重県個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求
します。

開示請求に係る保有 個人情報を特定する ために必要な事項	
開 示 の 方 法	閲覧(視聴)〔 閲覧(視聴)後、必要な部分の写しを交付〕 写しの交付

法定代理人又は遺族等が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理すべき者の種別	未成年者(15歳未満・ 15歳以上) 成年被後見人
遺族等の種別	配偶者 2親等内の血族(続柄) 相続人(上記の配偶者及び2親等内の血族を除く。)
本人の住所 及び電話番号	(〒 -) 電話番号
本人の氏名	

注1 のある欄は、該当する項目の にL印を付してください。

- 2 開示請求に係る保有個人情報の本人、その法定代理人又はその遺族等であることを証明
するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人によって開示請求をする場合は、2の書類のほか、戸籍謄本その他の法定代理
人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 4 遺族等が開示請求をする場合は、2の書類のほか、戸籍謄本その他の遺族等であることを
証明する書類を提示し、又は提出してください。

以下の欄は記入しないでください。

本人等の確認	運転免許証 旅券 その他()
代理資格の確認	戸籍謄本・抄本 その他()
事務担当	部(所) 課(室) 〔電話番号 〕
備考	

第1号様式の2（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

本人（〒 ）
住所
氏名
電話番号

代理人（〒 ）
住所
氏名
電話番号

三重県個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	
開 示 の 方 法	閲覧（視聴）〔 閲覧（視聴）後、必要な部分の写しを交付〕 写しの交付
本人が請求をすることができない理由（保有特定個人情報の開示請求の場合を除く。）	

注1 のある欄は、該当する項目の 印を付してください。

- 2 開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）及び本人の印鑑登録証明書を添付した委任状を提示し、又は提出してください。

以下の欄は記入しないでください。

代理人の確認	運転免許証 旅券 その他（ ）
代理資格の確認	委任状（印鑑登録証明書添付）
事務担当	部（所） 課（室） 〔 電話番号 〕
備考	

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日
号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、三重県個人情報保護条例第20条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示を実施する日時	年 月 日() 午前・午後 時
開示を実施する場所	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 [電話番号]
備考	

教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書及び本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

2 代理人によって開示を受ける際は、1の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては本人の印鑑登録証明書を添付した委任状（保有個人情報の開示について委任する旨明記されているもの）を提示し、又は提出してください。

3 遺族等が開示を受ける際は、1の書類のほか、戸籍謄本その他の遺族等であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。

4 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで必ず御連絡ください。なお、三重県個人情報保護条例第26条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので御注意ください。

5 この決定に対し第三者から審査請求があったときは、三重県個人情報保護条例第43条第3項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日
号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、三重県個人情報保護条例第20条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示を実施する日時	年 月 日() 午前・午後 時
開示を実施する場所	
開示しない部分	
上記部分を開示 しない理由	
開示しない理由がなくなる 期日及びその部分	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 【電話番号】
備考	

教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書及び本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

2 代理人によって開示を受ける際は、1の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては本人の印鑑登録証明書を添付した委任状(保有個人情報の開示について委任する旨明記されているもの)を提示し、又は提出してください。

3 遺族等が開示を受ける際は、1の書類のほか、戸籍謄本その他の遺族等であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。

4 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで必ず御連絡ください。な

お、三重県個人情報保護条例第26条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時
に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので御注意ください。

5 この決定に対し第三者から審査請求があったときは、三重県個人情報保護条例第43条第
3項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

6 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示する
ことができる場合に限り記載しています。保有個人情報の開示を希望する場合には、記載
された期日以後に改めて保有個人情報の開示を請求してください。

第4号様式（第6条関係）

保有個人情報非開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、三重県個人情報保護条例第20条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 し な い 理 由	
開 示 し な い 理 由 が な く な る 期 日	
事 務 担 当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備 考	

教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 「開示しない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。保有個人情報の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて保有個人情報の開示を請求してください。

保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 年 月 号
日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、三重県個人情報保護条例第19条及び第20条第2項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
保有個人情報の存否を明 らかにしない理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号〕
備考	

教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報不存在決定通知書

第 年 月 日
号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報については、三重県個人情報保護条例第20条第2項の規定に基づき、保有個人情報の不存在の決定をしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
保有個人情報が存在 しない理由	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考	

教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、三重県個人情報保護条例第21条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日() (15日間) 年 月 日()
延長後の期間	年 月 日() (日間) 年 月 日()
延長の理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、三重県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
上記請求内容のうち、開示請求があった日から起算して45日以内に開示決定等をする部分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日()
特例延長の理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

保有個人情報開示決定等期間の再延長通知書

第 年 月 号
日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、年 月 日付け 第 号で開示決定等の期間を延長しましたが、三重県個人情報保護条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
延 長 前 の 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
延 長 後 の 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
再 延 長 後 の 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
再 延 長 の 理 由	
事 務 担 当	部 (所) 課 (室) 担 当 者 〔 電 話 番 号]
備 考	

第8号様式の3（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期間特例延長の再延長通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、年 月 日付け 第 号で開示決定等の期間を延長しましたが、三重県個人情報保護条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容		
開示請求の日 から45日以内 に開示決定等 をすとした 部分について の開示決定等 の期限	特例延長に よる期限	年 月 日()
	再延長後の 期限	年 月 日()
残りの保有個 人情報につい て開示決定等 をすする期限	特例延長に よる期限	年 月 日()
	再延長後の 期限	年 月 日()
再延長の理由		
事務担当		部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考		

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、三重県個人情報保護条例第24条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
移送をした実施機関 〔事務担当〕	<p style="text-align: center;">三 重 県 知 事</p> <p style="text-align: center;">〔 部(所) 課(室) 担当者 〕 〔 電話番号 〕</p>
移送を受けた実施機関 〔事務担当〕	<p style="text-align: center;">〔 〕 〔 電話番号 〕</p>
移送をした日	年 月 日()
移送をした理由	
備 考	

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

三重県個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおりあなた（貴 ）に関する情報が記録された保有個人情報について、開示の請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、三重県個人情報保護条例第25条第2項の規定に基づき、御意見をお聴きしたいので、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」に御記入の上、別添返信用封筒又はファクシミリで御返送くださるようお願いいたします。

なお、期限までに提出がない場合は、「開示されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱わせていただきます。

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日 ()
あ な た (貴) に 関 する 情 報 の 内 容	
意 見 書 の 提 出 を 求 め る 理 由	
意 見 書 の 提 出 先	(〒) 部 (所) 課 (室) 担 当 者 〔 電 話 番 号 ファクシミリ番号 〕
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日 ()
備 考	

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

三重県知事 宛て

（〒 ）

住所又は居所

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

意見	1 開示されても支障がない。 2 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由
連絡先	[電話番号 ファクシミリ番号]

備考1 「意見」欄は、該当する番号を 印で囲んでください。

2 「2」を 印で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」欄及び「(2)支障がある理由」欄も記載してください。

保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

先に照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が記録された保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、三重県個人情報保護条例第25条第3項の規定に基づき通知します。

開示決定した保有個人情報に含まれているあなた（貴 ）に関する情報	
開示決定等の種類	年 月 日付け 第 号
開示する理由	
開示の予定日	年 月 日（ ）
事務担当	（〒 ） 部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考	

教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができますが、開示予定日の前日までに審査請求書の提出がないときは、あなた（貴 ）に関する情報が開示されますので、御了承ください。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

本人（〒 ）
住所
氏名
電話番号

代理人（〒 ）
住所
氏名
電話番号

三重県個人情報保護条例第31条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	（開示を受けた日） （決定通知書の文書番号）	年 月 日 第 号
訂正請求の内容		
本人が請求をすることができない理由（保有特定個人情報の訂正請求の場合を除く。）		

注1 のある欄は、該当する項目の に \angle 印を付してください。

- 訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）及び本人の印鑑登録証明書を添付した委任状を提示し、又は提出してください。
- 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出してください。

以下の欄は記入しないでください。

代理人の確認	運転免許証 旅券 その他（ ）
代理資格の確認	委任状（印鑑登録証明書添付）
事務担当	部（所） 課（室） 〔電話番号 〕
備考	

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、三重県個人情報保護条例第33条第1項の規定に基づき、次のとおり訂正をすることと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考	

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報部分訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、三重県個人情報保護条例第33条第1項の規定に基づき、次のとおり部分訂正をすることと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
部分訂正とする理由	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号〕
備考	

教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、三重県個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、三重県個人情報保護条例第34条第2項において準用する同条例第21条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日() (30日間) 年 月 日()
延長後の期間	年 月 日() (日間) 年 月 日()
延長の理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

第18号様式（第17条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、三重県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正決定等を する期限	年 月 日()
特例延長の理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

第18号様式の2（第17条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長の再延長通知書

第 号

年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、年 月 日付け 第 号で訂正決定等の期間を延長しましたが、三重県個人情報保護条例第35条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
再延長前の期限	年 月 日()
再延長後の期限	年 月 日()
再延長の理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、三重県個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
移送をした実施機関 〔事務担当〕	<p style="text-align: center;">三 重 県 知 事</p> <p style="text-align: center;">〔 部(所) 課(室) 担当者 〕 〔 電話番号 〕</p>
移送を受けた実施機関 〔事務担当〕	<p style="text-align: center;">〔 〕 〔 電話番号 〕</p>
移送をした日	年 月 日()
移送をした理由	
備 考	

保有個人情報利用停止等請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

請求者（〒 ）
 住所
 氏名
 電話番号

三重県個人情報保護条例第38条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	（開示を受けた日） （決定通知書の文書番号）	年 月 日 第 号
利用停止等請求の内容及び理由		

法定代理人又は遺族等が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理すべき者の種別	未成年者（ 15歳未満・ 15歳以上） 成年被後見人
遺族等の種別	配偶者 2親等内の血族（続柄） 相続人（上記の配偶者及び2親等内の血族を除く。）
本人の住所及び電話番号	（〒 ） 電話番号
本人の氏名	

- 注1 のある欄は、該当する項目の にL印を付してください。
- 2 利用停止等請求に係る保有個人情報の本人、その法定代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
 - 3 法定代理人によって利用停止等請求をする場合は、2の書類のほか、戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
 - 4 遺族等が利用停止等請求をする場合は、2の書類のほか、戸籍謄本その他の遺族等であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。

以下の欄は記入しないでください。

本人等の確認	運転免許証 旅券 その他（ ）
代理資格の確認	戸籍謄本・抄本 その他（ ）
事務担当	部（所） 課（室） 〔電話番号 〕
備考	

保有個人情報利用停止等請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

本人（〒 ）
住所
氏名
電話番号

代理人（〒 ）
住所
氏名
電話番号

三重県個人情報保護条例第38条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	(開示を受けた日) (決定通知書の文書番号)	年 月 日 第 号
利用停止等請求の内容及び理由		
本人が請求をすることができない理由（保有特定個人情報の利用停止等請求の場合を除く。）		

注1 のある欄は、該当する項目の に \angle 印を付してください。

2 利用停止等請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）及び本人の印鑑登録証明書を添付した委任状を提示し、又は提出してください。

以下の欄は記入しないでください。

代理人の確認	運転免許証 旅券 その他（ ）
代理資格の確認	委任状（印鑑登録証明書添付）
事務担当	部（所） 課（室） 〔電話番号 〕
備考	

保有個人情報利用停止等決定通知書

第 号

年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止等については、三重県個人情報保護条例第40条第1項の規定に基づき、次のとおり利用停止等を行うことと決定しましたので通知します。

利用停止等請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止等の内容	
利用停止等年月日	年 月 日
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

- 教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報部分利用停止等決定通知書

第 号

年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止等については、三重県個人情報保護条例第40条第1項の規定に基づき、次のとおり部分利用停止等を行うことと決定しましたので通知します。

利用停止等請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止等の内容	
利用停止等年月日	年 月 日
部分利用停止等とする理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報非利用停止等決定通知書

第 号

年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止等については、三重県個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき、次のとおり利用停止等をしないことと決定しましたので通知します。

利用停止等請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止等をしない理由	
事 務 担 当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備 考	

教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報利用停止等決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止等については、三重県個人情報保護条例第41条第2項において準用する同条例第21条第2項の規定に基づき、次のとおり利用停止等決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止等請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日() (30日間) 年 月 日()
延長後の期間	年 月 日() (日間) 年 月 日()
延長の理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

保有個人情報利用停止等決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止等については、三重県個人情報保護条例第42条第1項の規定に基づき、次のとおり利用停止等決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止等請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止等決定等を する期限	年 月 日()
特例延長の理由	
事務担当	部(所) 課(室) 担当者 〔電話番号〕
備考	

第25号様式の2（第21条関係）

保有個人情報利用停止等決定等期間特例延長の再延長通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止等については、
年 月 日付け 第 号で利用停止等決定等の期間を延長しましたが、三重県個人情報保護条例第42条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

利用停止等請求に係る 保有個人情報の内容	
再延長前の期限	年 月 日（ ）
再延長後の期限	年 月 日（ ）
再延長の理由	
事務担当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備考	

三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書

第 号
年 月 日

三重県情報公開・個人情報保護審査会会長 様

三重県知事

印

このことについて、三重県個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づき、次のとおり貴審査会の意見を求めます。

審査請求の年月日	年 月 日()
審査請求の対象となった決定	年 月 日付け 第 号
審査請求の対象となった決定の内容	
審査請求の趣旨	
事務担当	部 課 担当者 〔電話番号 〕
備考	

第27号様式（第22条関係）

三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで審査請求のありました事案については、三重県個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第44条の規定により通知します。

（ 事務担当
部 課 担当者
電話番号 ）